
令和4年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年3月4日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

令和4年3月4日 午前10時00分開議

- 日程第1 「議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の件」
- 日程第2 議案第5号 令和3年度築上町一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第3 議案第6号 令和4年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第7号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第8号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第9号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 令和4年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第14号 令和4年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第15号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 小川ダム管理条例の制定について

- 日程第21 議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第29号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第32号 築上町監査委員の選任について
- 日程第30 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第31 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第32 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について
(追加分)
- 日程第33 議案第36号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
- 日程第34 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第48 選挙第1号 築上町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第49 選挙第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第50 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議(案)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 「議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の件」
- 日程第2 議案第5号 令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第3 議案第6号 令和4年度築上町一般会計予算について
- 日程第4 議案第7号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第8号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第9号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 令和4年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第14号 令和4年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第15号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 小川ダム管理条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第29号 築上町教育委員会委員の任命について
 日程第27 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
 日程第28 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
 日程第29 議案第32号 築上町監査委員の選任について
 日程第30 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について
 日程第31 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について
 日程第32 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について
 (追加分)
 日程第33 議案第36号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について
 日程第34 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第35 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第36 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第37 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第38 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第39 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第40 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第41 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第42 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第43 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第44 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第45 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第46 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第47 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について
 日程第48 選挙第1号 築上町選挙管理委員及び補充員の選挙
 日程第49 選挙第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
 日程第50 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議(案)

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 江本 守君 | 2番 吉原 秀樹君 |
| 3番 北代 恵君 | 4番 宗 晶子君 |
| 5番 丸山 年弘君 | 6番 池永 巖君 |
| 7番 鞆野 希昭君 | 8番 工藤 久司君 |

9番 武道 修司君

10番 池亀 豊君

11番 田村 兼光君

12番 信田 博見君

13番 田原 宗憲君

14番 塩田 文男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君

課長補佐 横内 秀樹君

総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼会計課長	石井 紫君
総務課長	元島 信一君	企画財政課長	椎野 満博君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	樽本 知也君
税務課長	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	武道 博君
学校教育課長	野正 修司君	生涯学習課長	古市 照雄君
監査事務局長	田村 貴志君		

午前10時00分開議

○議長(武道 修司君) 皆さん、おはようございます。ただいまから始めたいと思います。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ただいまから議事に入ります。

日程第1. 「議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の件」

○議長(武道 修司君) 日程第1、事件訂正の申し出がありましたので、「議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の件」を議題といたします。

新川町長から、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の理由を求めます。新川町長。

○町長（新川 久三君） 3月2日に提出した議案の1件の公の施設でございますけれども、これが議案第26号の公の施設になりますが、提案中に誤ったものについては、「地方自治法第22年法律第67号」となっておりますが、これが「地方自治法昭和22年法律第67号」というのが正しい一応記載でございまして、法律の中に誤りがございましたので、これを「22年法律第67号」を「昭和22年法律第67号」に一応訂正をさせていただきたく申出をいたしたところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（武道 修司君） お諮りします。ただいま議題となっております「議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についての訂正の件」を許可することに決定をいたしました。

日程第2. 議案第5号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第5号令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 議案第5号、質問が1点ございます。19ページの9款1項2目災害対策費なんですけど、避難行動要支援システム未導入のためということで、マイナス471万5,000円になっております。

この避難行動要支援システムというのは、たしか地図上で避難行動要支援者の方を把握するためのものであったと思うんですが、未導入になった理由を詳しくお知らせください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。ただいま北代議員さんから御質問があった件についてお答えいたします。

この分は、米軍再編関連移転交付金等の分を活用いたしまして、避難者行動要支援システムを導入する予定でございました。福祉課のほうから名簿を頂いて、データベース上にそのままデータを導入するように考えておりました。しかしながら、こういうシステムを入れている隣の行橋さん等にお話を聞きますと、公助だけではなく共助という意味で、民生委員さんや自治会長さんとかの情報共有も必要になるということで、そういった分のデータ等の分を加味しながらシステムを導入したほうが賢明であるというふうに教えていただきましたので、今回は補正予算で減額

をいたしまして、令和4年度に若干そういうシステムのバージョンアップといたしますか、どういったらいいんですかね。項目等を増やして使いやすいような形ので、令和4年度のほうに予算を多く計上させていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） いいですか。ほかにございせんか。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 12月27日に発表されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和3年度補正予算分）の築上町分が1億6,809万2,000円、これは今回の補正でも使い切ったのでしょうか。

それと、充当もされていると思うんですけど、これを築上町の新型コロナウイルス感染症対策に使われた分がどのぐらいなのか、それともまだ使い残した分があって、これから対応をできる分もあるのか、そのところをちょっと説明をお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 企画財政課、椎野でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、企画財政課のほうで所管しておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、交付限度額としまして、令和3年度中にまず交付通知を受けたものについて御説明をいたします。

国の令和2年度の補正予算の分としまして1億7,980万1,000円と、あと補助裏分とか、その他もろもろにつきまして、令和3年度分で合計で2億2,156万5,000円を国のほうから通知を受けております。

町のほうの予算計上としましては、令和3年5月の臨時議会におきまして1億7,980万1,000円を予算を計上して計画を執行しているところでございます。

そして、事業者支援分ということで10月の臨時議会に1,590万を計上しております。そして、今回3月議会におきまして2,589万6,000円を今回計上しております。

今回の計上分につきましては、新規事業というのはほとんどございせん。各事業間の執行率を見ながら財源振替を行っているところでございます。

そしてまた、新たに国の令和3年度の補正予算につきまして1億4,500万円の内示を受けております。これにつきましては、令和4年度の補正予算で計画を検討しながら計上をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第6号令和4年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 6点ぐらい質問がございます。

まず、議案第6号、8ページ、債務負担行為の車両購入費ということで1,650万円上がっております。令和4年度から5年度と2か年にわたる債務負担行為になっておりますが、車両購入費が2年にわたるといふこの執行予定の予算執行のスケジュールを教えてください。

そして、続きまして、52ページ、53ページにわたって、2款1項6目の中にデマンド乗合タクシー事業が入っているかと思っております。総額372万4,000円ということで、この事業の内訳ですね。372万4,000円がどのような内訳でここに入っているのかの御説明をお願いいたします。

それと、53ページ、2款1項6目駅舎維持管理事業ということで640万円上がっております。一般財源のほうから340万円、その他の財源から300万円というふうになっておりますが、その他の財源はどこから来るのか、300万円のその他の財源とは何なのかの説明をお願いしたいのと。委託料が600万円というふうに計上されております。残りの40万円はどの項目に含まれるのかを教えてください。また事業内容の詳しい説明もお願いします。つまり業務委託というのは、どのような業務を委託する予定なのか。また委託先というのはどのような事業者へ委託を予定しているのかを教えてください。

続いて、54ページ、2款1項6目18節移動販売事業補助金、こちらも144万8,000円上がっております。これもその財源のほうを教えてください。また、これに関する補助内容についても教えてください。

続いて、128ページ、8款2項4目橋梁維持費12節調査設計監理委託料2,060万円上がっております。この橋梁維持費のこの事業計画の内容を教えてください。

さらに続きまして129ページ、8款2項6目12節、こちらは1億1,500万円、JR跨線橋新設協定費用ということで上がっております。この跨線橋新設協定費用というのは、この事業内容の説明ですね。どのような事業をされる御予定なのかをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。まず8ページの債務負担行為の関係で御質問をいただきました。産業課所管分でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

これは、記載をしておりますとおり、液肥輸送用のバキューム車の購入について債務負担行為をさせていただいております。これは令和3年度の当初予算で実は計上をさせていただいていたところでございますが、当時は納期が10か月ということで、業者のほうからお聞きしております、令和3年度に当初予算に計上させていただいたところでございますが、令和3年度、今年度実施段階で再度納期を確認をしたところ、今の新型コロナの関係で部品の供給が遅れているということで、納期が18か月かかるということで回答をいただいたところでございます。

そこで、令和3年度につきましては予算を減額をさせていただきまして、令和4年度、新たに債務負担行為として令和4年度から5年度までの債務負担行為として計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。52ページ、53ページのデマンドの事業の関係について御説明させていただきます。

2款1項6目の12節業務委託料ですね。この中にデマンド乗合タクシーの金額が含まれております。内訳としましては、デマンド乗合タクシーが372万4,000円、このうちに入っております。

そして、デマンドタクシーの内容としましては、現在、コミュニティバスは6路線を運行しております。その中で利用者の少ない極楽寺線、真如寺線については1日6便を運行しておりますが、利用者がとても少ない状況です。そのため、この2路線についてデマンド乗合タクシーに変えて試験運行を行いたいと思っております。

内容としましては、運行日は月曜日から土曜日までで、デマンド乗合タクシーは予約があるときだけ運行いたします。複数の予定者があるときは、乗合での利用となります。

料金については、エリアから市街地までを300円としております。

あと、運行時間につきましては、市街地を5本、あと極楽寺・真如寺エリアに行く分も1日5本、利用方法は電話で予約をし、1週間前から当日の30分前までをお願いしたいと思っております。

御指定の場所にタクシーが迎えに行き、市街地の町の指定した降乗場所まで行きます。市街地乗車場所は、町からあらかじめ指定した商業施設、医療機関、公共施設、金融機関等26か所を

計画しております。試験運行は4月1日から行う予定です。

デマンド乗合タクシーについては、以上でございます。（「財源」と呼ぶ者あり）

あと、デマンドタクシーの事業の財源ですね。県の補助金のほうを172万4,000円予定しております。

あと、駅舎の管理維持費に係る消耗品費を40万プラスしている——すみません。それは訂正いたします。

以上でございます。（「その他の財源」と呼ぶ者あり）

○議長（**武道 修司君**） 財源。（「財源」と呼ぶ者あり）その他は何かね。（「何に関して」「駅舎、財源と委託先」と呼ぶ者あり）

○まちづくり振興課長（**桑野 智君**） 続きまして駅舎の維持管理の事業について説明させていただきます。

資料のほうに付いている予算額640万円、これにつきましては、300万円をJRのほうから駅舎の維持管理委託として費用を頂く予定にしております。残りの40万につきましては、駅舎維持管理に係る消耗品等へ40万円を上げさせていただいております。

あと、無人化に伴う委託内容なんですけれども、清掃業務を主としております。

あと、改札業務の乗り越し徴収をJRから受託して行う予定にしております。

委託先につきましては、駅業務経験のある九州鉄道OB会豊前築上支部に委託したいと考えて協議しているところです。

まちづくり振興からは、以上でございます。（発言する者あり）（「その他を言っていない」と呼ぶ者あり）

○議長（**武道 修司君**） 課長、その他の財源を言うた。その他の財源は何かって。（「今、JRの関係分」と呼ぶ者あり）それがその他ちいうことね。（「移動販売」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（**桑野 智君**） まちづくり振興課、桑野でございます。すみません。移動販売の件について説明させていただきます。

移動販売につきましては、事業主体はメタセの杜となりますので、現段階で協議している内容について御報告させていただきます。

開始時期は、令和4年5月の連休後を予定しております。

販売品目は、野菜、果物、肉、生鮮食品、総菜、パン、菓子類、卵、乳製品、米など、その他日常生活に必要な食料品及び日用品を検討しております。

あと、ニーズに応えながら変更していくことを予定しております。

販売日は、毎週3日間ですね。週3日間、18か所で検討をしているところです。

財源につきましては、ふるさと応援基金を充てる予定にしております。

まちづくり振興課からは、以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほか。神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。128ページの8款2項4目橋梁維持費の12節委託料2,060万円についてでございますが、これは町内の橋梁、約340橋ほどございますが、その点検結果に基づいて補修が必要となったものについての補修設計業務委託でございます。今回は町内の3か所を予定しております。

続きまして、129ページの8款2項6目防衛施設周辺民生安定施設整備事業費の12節委託料の測量・実施設計・施工監理委託料の1億1,500万円でございます。これは下別府船迫線、メタセの杜の物産館のところから10号線までを結ぶ道路改良事業を行っておりますが、JRをまたぐ跨線橋の架け替えのため、九州旅客鉄道株式会社に工事を委託するものでございます。

主な工事内容といたしましては、既設の橋梁の撤去工ですね。それから新しく造る橋梁の基礎工、それから下部工、あと電力の設備の移設といったものになります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。幾つか御質問で分かったことと、ちょっと分からなかったところを再度質問させていただきます。

52ページ、53ページのデマンド乗合タクシー事業ですね。事業内容の御説明をいただいたんですが、私が伺ったのは内訳の説明なんですが、デマンド乗合タクシー事業372万4,000円がどこに入っているのか、どの項目に入っているのかをお伺いしたかったんですけども、2款1項6目12節の中に入っておりますというふうに先ほどおっしゃっていらっしゃったんですが、施設管理委託料ですか、電算システムとか、町内循環バス委託料とか、いろいろ項目があるんですけども、このデマンド乗合タクシー事業は、この項目の中のどの部分に入っているのかというのを伺いたいのが1点ですね。

それと、53ページ、2款1項6目駅舎維持管理事業の640万のうち、40万円は消耗品ですというふうにおっしゃっていただいたんですが、こちらも項目として消耗品というふうにおっしゃったんですけども、それはこの2款1項6目10節の需用費に入っているという認識でよろしいでしょうか。その辺の御回答をお願いいたします。

それと、54ページ、2款1項6目18節の移動販売事業補助金ですね。こちらは事業内容を御説明いただいたんですけども、こちらは補助内容をお伺いしたかったのも、ふるさと応援基金が財源となっているというふうにおっしゃっていただいたんですが、補助内容として使途というか、その補助金の内容ですね。どういったものに対して補助金を出していらっしゃるのか、補助内容

について教えてください。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。すみません。先ほど説明が不足しまして、今、質問を受けた点について回答をいたします。

デマンド乗合タクシーの予算ですけれども、2款1項6目12節委託料、この中に項目が上げられています。その中の下から2番目の業務委託料442万8,000円、この中にデマンド乗合タクシーの費用が含まれております。

40万円なんですけれども、先ほど説明いたしました消耗品として1駅20万の2駅分40万円を、同じく52ページの10節需用費、消耗品費、この中に40万円ですね、入れさせていただいております。

あと、移動販売の補助内容につきましては、今年5月から実施する予定なんですけれども、人件費の補助として計上させていただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。よく分かりました。

それと、すみません。もう一点、128ページ、8款2項4目の橋梁維持費、これは町内340橋ある分の点検の補修予定箇所、今年度は3か所を予定していらっしゃるということなんです、もし今の時点でお分かりでしたら場所をお知らせいただければと思います。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。この3橋の補修の場所でございますが、岩丸地区が2橋、真如寺地区が1橋となっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今、北代議員に大分聞いていただいたのでよく分かりました。ありがとうございます。

私は、2点ございます。

まず1点、建設課長にお尋ねします。116ページの6款2項2目12節、7,808万2,000円の中の件なんですけれども、資料のほうの10ページに、馬立作業道設計125万3,000円、測量・実施設計・施工監理委託料が計上されております。馬立作業道については、何年も放置されているというクレームをお聞きしているんですけれども、令和2年9月に馬立作業道調査業務委託が950万円で契約されているということを確認いたしました。今回の予算計上までの経緯と現況の説明をお願いしたいと思います。それが1点と。

もう一点、2款1項15目1節情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員報酬の30万円についてなんですけれども、情報公開審査会は、過去3年間の決算書を確認いたしましたら、1円も執行されていないことが分かりました。

総務課長にちょっと説明いただいたところ、情報公開審査会は委員委嘱はしているが、会長、副会長が決まっていないと御説明いただきました。

本町の情報公開条例第21条4項には、審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選に選出するとされております。会長、副会長が互選されていなければ、審査会が置かれているとは言えません。

例えば、これは選挙で当選した議員が存在しても、議長や副議長が選出されなければ議会は存在しない。それと同じぐらい重要なことでございます。委員委嘱をしていても、審査会がなければ本町の情報公開条例の条例違反でございます。

さらに同条例第26条に、町長は毎年実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、審査会に報告するとともにその概要を公表しなければならないと書いてあります。町長は、存在もしない審査会にどう報告をしていたのか、疑問に感じるところです。

まず、総務課長にお尋ねします。このことは、先日既に指摘させていただきました。予算を計上している以上、審査委員を招集し、会長、副会長を互選すべきでございますと申し伝えました。今、組織されていない情報公開審査会はどのようになっているのか、御答弁をお願いします。

2点ございますので、よろしければ建設課長からお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。117ページの6款2項12節委託料の125万3,000円の件でございますが、これは、議員おっしゃるとおり馬立作業道の設計ということで計上させていただいております。作業道の所管については、産業課が所管しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、馬立作業道につきましては、平成29年の集中豪雨で被災をしたということでございます。

当時、応急措置はしたというふうに聞いておりますが、その後のなかなか復旧ができていないというのが現状でございます。

作業道につきましては、いわゆる国、県の復旧の補助がつかないということで、町の単独費での復旧ということになろうかと思っております。そういうことでなかなか財源的に厳しくて、今のところ復旧ができていないというところでございます。

ただ、町としては少しずつ復旧に向けての作業を進めてまいりました。議員おっしゃられたとおり、令和2年度には現地の調査業務を発注しております。それを受けまして、令和4年度、来

年度には被災しているコンクリート等の撤去を実施をしたいということで、その設計費を今計上させていただいているというところでございます。

状況としては以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。宗議員さんの御質問についてお答えいたしたいと思っております。

まず情報公開審査会についてですけれども、議員さんの御指摘がありましたとおり、過去3年間、開催はしておりません。案件があれば、今の委員さんは5名いらっしゃいますけれども、今の委員さんが令和2年4月1日から令和4年3月31日、今月末までの委員さんの任期になっております。

本来であれば、議員さんの御指摘がありましたとおりに、一番最初、新しい委員さんに委嘱されたときに開催をいたしまして、会長、副会長を互選することがすべきでありますけれども、委員会の開催にあつては、そういう案件があれば委員会を開催を、一番最初の招集については町長名で委員会を開催しますということで、会長、副会長の互選ということで、次会以降の開催については会長が招集するというふうになっておりますので、そういうふうで開催すべきところ案件がなかったものですから、開催をしていないのが現状でございます。

また、報告関係についてなんですけれども、住民の皆様につきましては、広報で何件こういうふうな請求がありましたという報告はしております。また、町長名で審査会というよりは、審査会の委員さんが5名いらっしゃいますので、5名の委員さんについて文書で報告をしている次第でございます。

以上です。（「今後」と呼ぶ者あり）今後につきましてはですけれども、今の委員さんにつきましては、今月で委員が任期が終わるということで、今から開催をして、会長、副会長を互選するというのは、ちょっとスケジュール的にも厳しいのかなと思いますので、新たに令和4年4月1日から委嘱される委員さんにつきましては、早急に委員会を開きまして、会長、副会長の互選を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 所管を間違えて失礼いたしました。説明をありがとうございます。町道ではなくて作業道で産業課所管ということで、馬立の作業道ですね。なかなか予算がつかなかったし、多分大規模な災害が起こってしまったということで放置されている状況であると思いますが、今年度、コンクリートだけでも撤去できそうであれば、なるべく早い時期にお願いしたいと思っております。

今、情報公開審査会の委員さんの件なんですけれども、やはり審査会に報告しなければならないということと、委員に報告しなければならないということは全く違う性質でございます。議員に報告しても、議会に報告していないのと同じことでございますので、その辺はしっかり反省いただき、すぐに対応していただきますようお願い申し上げます。

同条例12条2項、審査会は委員5人以内をもって組織し、情報公開に関し、識見を有するもののうちから町長が委嘱するとされております。識見を有する委員さんは委嘱されたら何で条例を読まないのかなど。審査会が機能していないことを何で委員さんに、識見を持っているのに認識していないのかなどと思ってしまうけれども、町長は識見を要する方をどう選んで委嘱したのか、疑問でございます。

2款1項10目の情報公開審査会及び個人情報審査会、同項16目の行政不服審査会、それぞれは第三者委員という性質を持つものでございます。私は、これらの委員の肩書及び氏名の公開を求めましたが、総務課長に拒否されました。なぜ、これらの委員の肩書を公開しないのか、疑問でございます。

政治倫理審査会の委員さんは、自ら公にしております。広報で。教育委員会、自治会長、民生委員会、児童委員など、たくさんの委員さんがおられますが、お名前を公表されております。特にこのような審査会と第三者委員の審査会制度は、住民の権利を保障するために必要不可欠なものでございます。常時設置すべきものでございます。まず設置していないことに対して抗議と、後は公開についてなぜ公開しないかをお尋ねします。総務省も福岡県も北九州市も審査会委員を公表しています。なぜ築上町は公開しないのでしょうか。お答えしてください。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。公表については、議員さんがおっしゃられたように、福岡県等のほうにつきましてはホームページで公表をしているのは確認しておりますけれども、築上町においては従前公表していなかったということと、今、議員さんがおっしゃられた委員さんについては、ホームページじゃなくて広報等で公表している次第でございますけれども、この委員さんだけではなくて、町長が委嘱、任命している委員さんについてはたくさんいらっしゃいますので、どこを公表し、どこを公表しないというところの線引き等の分がございまして、その分につきましては、また町長と相談して今後の検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 最後です。私は、公開——住民の方の公平で開かれた町政を求めるため、そして住民の権利を保障するためにも公表するものであると思っております。しっかりと精査の上、対応をお願い申し上げます。

先ほど、任期の話が出たんですけれども、私が申し上げた委員さんの任期ですね。全員が令和2年4月1日から令和4年3月31日であることが資料要求で分かりました。本年度予算の報償費は、次年度委員に支払うものでございますが、冒頭に審査会が4月1日で存在していないこと、今年度の場合ですね。組織していないことが分かりました。議員の皆様にもお願いしたいんですけれども、今回の予算には、各種審議会とか、検討委員会とか、多くの予算が提案となっておりますので、ぜひとも住民の皆さんの権利を守る機関が正常に機能できる体制が整っているか、総務産建委員会のほうの皆様にも、しっかり条例と照らし合わせて委員会質疑をお願いしたいと思います。

これらの審議会は、住民の要望に即対応しなければならないと条例で定められております。そのような大切な委員さんが、令和4年4月1日の任用開始日から動けるようにするには、もう年度明け、早急に委嘱状を交付して、会長、副会長を置いて、いつでも審議できる状況を整えておくべきなんですけれども、その準備はできているのでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。各、今任期が今年度いっぱい切れる委員さんにつきましては、今、来年度からの委員さんについて互選をしている、町長と相談して互選をしていて、その分で御承認というか、承諾をいただいた方については、4月1日付けで委嘱状を交付する予定で今準備を進めております。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今回の予算の骨格予算ということで、非常にまだまだこれからいろんな予算が加わってくるんだろうとは思いますが、当初予算のポイントの中にも非常に厳しいコメントがあります。そんな中で何点か全体的なことで、今回町税が1,400万円程度減額になると予想しておりますが、これは町当局でどのように分析しているのかをお尋ねしたいと思います。

それと、リサイクル施設の改修の件です。4款2項4目ですかね、2億数千万ありますが。たしか昨年火事でこれを修理しなければいけないということでしたが、その後どのような対策を、半年ぐらいあるのかな。10月と書いていますので、どのような対策を経て、今どのような管理をしているのかを質問したいと思います。

それと最後にもう一点、ページが166ページですかね。文化財保護の窯跡公園と藏内邸のこれも修理工事ですが、内訳をお聞きしたいと思います。どのような状況でどのような工事をするのか、内訳を尋ねたいと思います。

以上3点、お願いします。（「担当課長」と呼ぶ者あり）

○議長（**武道 修司君**） これは所管にならんかね。所管。

工藤議員、どうでしょうか。委員会でやりますか。今、この場で必要ですか。（「ざっくり、何で減ったかということを経事録に残したい」と呼ぶ者あり）今富税務課長。

○税務課長（**今富 義昭君**） 税務課、今富でございます。今、御質問にありました工藤議員の質問でございますが、全体的に前年の税収を加味しまして、それと今コロナの関係等々があります。令和元年、令和2年、3年の状況を見たところ、そこまで税収の落ち込みはないという判断の下、1%の減というふうな形で予算部分させていただきました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（**古市 照雄君**） 生涯学習課、古市です。文化財保護の改修工事につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2か所の工事を計画しております。まず、旧蔵内邸の下屋ですね、屋根の部分の鋼板部分を銅板に替える改修工事、そして旧蔵内邸の庭園、指定名所になっておりますけれども、そちらの排水を、今詰まっておりますので、暗排暗渠工事を併せて実施する予定にしております。

あともう一つが、もう1点が、船迫窯跡公園内のため池の周りの木柵、こちらのほうがもう腐食しておりますので、安全対策を含めて改修工事をしております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。リサイクル施設の火災についての御質問にお答えさせていただきます。

今回予算計上させていただいておりますけど、去年の10月の末で火災が起きた分の補修となっております。金額的にも2億3,000万をちょっと超えるような額となっておりますが、工事の内容で、ちょっと若干触れさせていただきます。

今回火災が起きてから、その後すぐ現場の検証、またあとメーカーとの協議を行いまして、今回、補修する内容というのをずっと詰めていきました。基本的には、今回火災で影響を受けた、損傷を受けた部分は全面的に補修するということです。

それともう1点が、あと今後、また火災が起きることが予想される箇所、それについての復旧修繕という形も、これは皆増になるんですけど、そういう形で考えております。

修繕自体を万全な形でしていきたいという形で協議を進めておりました。それで、本当は当初は、また今年の1月の臨時議会がありまして、そのときでも、ちょっとかけるような形でも考えておりましたけど、いろいろ設計等を煮詰める段階で、ちょっと時間がかかって、今回はこういう運びとなりました。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 所管ということで、すみません、これ議事録に残して、やはり現状を知っていただきたいというのが実際あります。対策も今後、練っていかなければいけないと思いますし、予算の配分も、このポイントに書いてあるとおりでと思いますので、ここはちょっと一般質問でも多少ありますので、そのときに、また詳しくお聞きしたいと思います。

リサイクルの焼却、火事、火災が起きた件ですが、実質、当時の記憶は、何か発火して火事になったと。もともとうちの分別というのは、以前も町長にも何回か言ったことがあります、非常に大雑把で、他の市町村に比べたら非常に甘いし、それが一つの原因だったのではないかという思いがあります。

ですから、対策とすれば、今回また条例改正で、ごみ袋の件もありますが、少しずつ資源ごみとして使えるものは使いながらやっていかなければいけないと思いますが、町長、その辺り、ごみに対するこれだけ予算がかかるわけですから、これに対する対策、それと今後の方針なりがあれば、町長のほうから一言お願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一般質問のような感じになるんで、ちょっと今いきなり言われて答弁と言われても、ちょっと困るんで、それはそれで、ごみという、しかし減量とかそういうのは、やっぱり当然やっていかなければいかんだろうし、それから、その事業所の中でも有意義な、やっぱり資源をちゃんと、一応、リサイクル、リユースしていくと、そういう形は当然必要だろうと思っておりますし、それに向けては努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 町長、ちょっと一般質問的になるんですが、これだけの予算を上げて、やはり火事が起こりましたから、はい、直します、やっぱり原因をしっかりと考えなければいけないことと、今後の対策というのは当然必要なわけで、ただ直していいというもんでもないしということを見ると、ごみに対するということは、この予算をつけるときに当然考えなければいけないことだと思っておりますので、ごみに限らず、先ほども何回も言いますが、ポイントに書いてあったとおり、非常に今後、厳しい財政状況の中、運営していかなければいけないというのが現状だと思いますので、ここにも書いてある「集中と選択」ですかね、以前も言ったとは思いますが、その辺りをしっかりと精査しながらやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（武道 修司君） ほかにございせんか。鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 教育総務費について少しお尋ねいたします。ページが143ペー

ジの2目1節の中の学校運営委託員の報酬126万円と、次のページ、114ページの7節の報酬の中の説明書の学力向上検査委員会の委員報酬費、それと147ページの18節の学校運営協議会補助金の内容を教えてください。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。まず143ページの学校運営協議会委員報酬でございます。こちらは、町内10校の小中学校全てに学校運営協議会を設置をしております、そちらの委員さんに年間の報酬として支払うものでございます。

それから、144ページの学力向上検証委員会の委員報償費でございます。こちらは中学校の学力向上の事業を行っております。その最終段階で検証していただく委員を有識者ということで委嘱しております。そちらの方への報償費として支払うものでございます。

それから、147ページですかね、学校運営協議会の補助金でございます。こちら町内10校の小中学校に設置しております学校運営協議会へ補助するもので、1校当たり均等割として5万円、それから児童生徒数割として1人当たり200円を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（7番 鞆野 希昭君） 議会当初のときに、町長から今年度の予算は骨格予算なんだということを聞きました。それと、広報の中の町長の所信表明の中に、6つの基本目標の中の4番目に、「こころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり」と、これを重点してやると。それと教育委員会から出された新しい指針については、予算を確保していくと、その中で、もう一つ、地域・家庭等が協力して諸課題の問題克服を図り、地域ぐるみの子育てと学校づくりに力を入れていきますと、そうありますんですけども、今本当に学校運営委員会も、地域の中で学校とともに、家庭も一緒にというところで、頑張れるような地域があり学校があり、学校があり地域があると、そういうふうに見えるような予算組みをしていただきたいと。

それで小中の一貫校問題も、もう指針が出ましたんですけども、その問題についても、地域から持ち上がって起こるようなところで地域と学校と家庭の絆を深く広めてもらいたいと、そういうふうな思いでちょっと質問いたしました。

学校運営審議会と学校のつながりというのは、何か今の話を聞けば、学校と、学校から出された課題を運営委員が審議して、それを解決していくと——どうした、首傾げよるけれども、そういうふうに私は聞き取ってしまったものですから、そうじゃなくて、いろいろな諸般の問題、地域が子どもを育てて、子どもと一緒に、例えば防災の地図を作るとか、いろいろな地域の盛り上げの関係、地域の文化・伝統の冊子も作っていくとか、そういうふうな学校運営協議会になってほしいなど。

それと、学力向上検査委員、これは最終的な審査をしていくというところで今お聞きしましたんですけども、やはり子どもを持った父兄の方は、どうしても子どもの学力を向上させてほしいと、そういう願いが多くあると思います。それで、やはり町外の学校に行くことなく、町内の学校でも十分学力向上が図れますよと、そういうふうな、また予算づくりもしてほしいなと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 回答はいいですかね。いいですか、はい。

ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 1点お尋ねしたいと思います。

議案の関連資料でお話しさせていただきたいと思います。13ページになるわけですが、これは昔、電算入れたときに、電算があちこち課で出てくるので、電算は電算でこの関連資料として、まとめて出してくれということで、こういうふうにならなくて今日まで出てきているんですが、前回、もしくは前々回にもお尋ねしたんですが、ほかのページの、例えば土木とか何とかなの予算の関連資料で、内容等というのは詳しくちゃんと書いてくれているんです。この電算システムについては、中身を書いてくれと、私は情報公開を、資料請求すれば中身出てくるわけですが、よく見てください。説明は、ほぼ委託料、そして内容は保守、これだったら、この資料、議案第6号にそのまま書いているんです。

だから、もう内訳を書きたくないのか、教えたくないのか、言ってもなぜ書いてもらえないのか、この3つで回答いただけないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 代表してちょっと言ってもらおうか、これ。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。電算システムの関連資料につきましては、財政課のほうで作成をしております。査定内容等して、内容等につきましては、項目のみ、ちょっと書かせていただいておりますけれども、詳しい内容ということでございましたが、各課の内容と人件費等ございますけれども、今回、ちょっとこういう形で出させていただきましたけれども、今回、議会、早急に、もうちょっと詳しい内容を早急につくらせていただいで、再提出をさせていただきたいと思います。

内容については、ちょっと議員さんとも相談しながら、これでいいかというようなところを、ちょっと相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 御相談はいつでも受けたいとは思いますが、こうなると、これ皆さんどう思われたか分からないけど、結構お金かかっているんですね。やっぱり心配も

するし、またお金かかりながら、これはどうしても必要なところでもあるし、一枚にまとめていきますけど、もしかしたら2枚、3枚になるかもしれないです。ただ、今現状どうなっているのかというのは、やっぱり知った上でやりたいんで、例えば、これ議案質疑ですけど、ここに書いてあるシステム、全部、内訳を全部、今からお願いしますと言ったら、皆さん答えてもらわないけんような形になるんですけどね、できるだけ、詳細まで要らないです、何を買ったとかじゃないんですけど、粗方の内容、ああ、そう、こういうのに使われるんやなというのが分かるような書き方で、今後お願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

ここで一旦休憩といたします。再開は11時10分からといたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（武道 修司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第4. 議案第7号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第7号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

.....

日程第5. 議案第8号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第8号令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 議案第9号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第9号令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 議案第10号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第10号令和4年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 議案第11号

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第11号令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9. 議案第12号

○議長（武道 修司君） 日程第9、議案第12号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 議案第13号

○議長（武道 修司君） 日程第10、議案第13号令和4年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 議案第14号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第14号令和4年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12. 議案第15号

○議長（武道 修司君） 日程第12、議案第15号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13. 議案第16号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第16号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14. 議案第17号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 議案第18号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第18号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第16. 議案第19号

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第19号築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 議案第20号

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第20号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第18. 議案第21号

○議長（武道 修司君） 日程第18、議案第21号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第19. 議案第22号

○議長（武道 修司君） 日程第19、議案第22号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20. 議案第23号

○議長（武道 修司君） 日程第20、議案第23号小川ダム管理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第21. 議案第24号

○議長（武道 修司君） 日程第21、議案第24号小川ダムかんがい用水使用料条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22. 議案第25号

○議長（武道 修司君） 日程第22、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第23. 議案第26号

○議長（武道 修司君） 日程第23、議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第24. 議案第27号

○議長（武道 修司君） 日程第24、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第25. 議案第28号

○議長（武道 修司君） 日程第25、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第26、議案第29号

○議長（武道 修司君） お諮りします。

日程第26、議案第29号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第32、議案第35号築上町公平委員会委員の選任についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第35号までを委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

日程第26、議案第29号築上町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案は、築上町教育委員会委員に麥田猛美氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は14名です。1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますので、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしく願いいたします。

それでは投票は無記名投票でいたします。任命に同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対ボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意と見なします。ボタンを確認してください。

ただいまより投票を開始してください。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） ボタンを押されたかどうかを再度確認してください。賛成のところに青いボタンがついているか、反対についているか、白票にボタンがついているか。ボタンがついているかどうかを確認してください。

それでは、これで投票を締め切ります。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） 投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。

したがって、議案第29条の築上町教育委員会委員に麥田猛美氏を任命することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第27. 議案第30号

○議長（武道 修司君） 日程第27、議案第30号築上町教育委員会任命についてを議題といたします。

本案は、築上町教育委員会委員に折本美佐子氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は14名です。1番、江本守議員については事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますので、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしく願いいたします。

投票は無記名投票といたします。任命に同意の方は賛成ボタン、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意と見なします。

ただいまより投票を開始いたします。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 皆さん、ボタンを押されましたか。押し間違い、押し忘れがないか、各自で再度確認をしてください。

それでは投票を締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第30号の築上町教育委員会委員に折本美佐子氏を任命することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第28. 議案第31号

○議長（武道 修司君） 日程第28、議案第31号築上町教育委員会任命についてを議題といたします。

本案は、築上町教育委員会委員に小林正尚氏を任命することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

投票の説明については省略いたします。

ただいまより投票を開始します。それでは投票を始めてください。

[電子表決]

○議長（武道 修司君） これで投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第31号の築上町教育委員会委員に小林正尚氏を任命することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第29. 議案第32号

○議長（武道 修司君） 日程第29、議案第32号築上町監査委員会の選任についてを議題といたします。

本案は、築上町監査委員に小出正貴氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内2か所にモニターがありますので、その画面が投票受付中になると投票ができますので、よろしくお願いいたします。

投票は無記名投票といたします。選任に同意の方は賛成ボタン、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意と見なします。

ただいまより投票を開始します。それでは始めてください。

[電子表決]

○議長（武道 修司君） ボタンの押し忘れがないかどうかを各自で確認してください。

それでは、これで投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第32号の築上町監査委員に小出正貴氏を選任することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第30. 議案第33号

○議長（武道 修司君） 日程第30、議案第33号築上町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、築上町公平委員会委員に末永隆氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内にモニターがありますが、その画面が受付中になると投票ができますので、よろしくお願いいたします。

投票は無記名投票といたします。選任に同意の方は賛成ボタン、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意と見なします。

ただいまより投票を開始します。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 押し忘れがないか確認を各自でお願いいたします。

それでは、これで投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第33号の築上町公平委員会委員に末永隆氏を選任することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第31. 議案第34号

○議長（武道 修司君） 日程第31、議案第34号築上町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、築上町公平委員会委員に遠久隆生氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

議場内にモニターがありますので、モニターが受付中になると投票ができますので、よろしくお願いいたします。

投票は無記名投票とします。選任に同意の方は賛成ボタン、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意と見なします。

ただいまより投票を開始いたします。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 押し忘れ等、間違いがないか各自で確認をお願いいたします。

それでは、投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第

34号の築上町公平委員会委員に遠久隆生氏を選任することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第32. 議案第35号

○議長（武道 修司君） 日程第32、議案第35号築上町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、築上町公平委員会委員に久保博恵氏を選任することについて、議会の意見を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、電子表決システムで同意、不同意を決定したいと思います。ただいまの出席議員は14名です。

議場内のモニターが受付中になると投票ができますので、よろしく願いいたします。

投票は無記名投票といたします。選任に同意の方は賛成ボタン、不同意の方は反対のボタンを押してください。白票のボタンを押した場合は不同意と見なします。

ただいまより投票を開始いたします。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 押し忘れがないか、間違いがないか、各自で確認をお願いいたします。

それでは、投票を締め切ります。

投票結果です。投票総数13票、賛成13票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第35号の築上町公平委員会委員に久保博恵氏を選任することについては、同意とすることに決定いたしました。

日程第33. 議案第36号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。

日程第33、議案第36号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第33、議案第36号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第36号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について。令和3年6月7日付、議案第46号をもって議決された「町単独事業」日奈古54号線橋梁上部工工事の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和4年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第36号は工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更でございます。

本案は令和3年5月25日に条件付一般競争入札を行った結果、コーアツ工業株式会社福岡支店が消費税込みで7,823万2,000円で落札いたしまして、令和3年6月2日に仮契約を締結、令和3年6月7日の定例会において議決をいただいた契約でございますが、今回の主な変更については、のりの覆う護岸工の数量が若干変更したというふうなことで、18万9,200円減額して、請負金額が7,804万2,800円とする変更案件でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第37号

日程第35. 議案第38号

日程第36. 議案第39号

日程第37. 議案第40号

日程第38. 議案第41号

日程第39. 議案第42号

日程第40. 議案第43号

日程第41. 議案第44号

日程第42. 議案第45号

日程第43. 議案第46号

日程第44. 議案第47号

日程第45. 議案第48号

日程第46. 議案第49号

日程第47. 議案第50号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。

日程第34、議案第37号築上町農業委員会委員の任命についてから、日程第47、議案第50号築上町農業委員会委員の任命についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第50号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第37号**築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求めます。

議案第38号築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求めます。

議案第39号築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求めます。

議案第40号築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求めます。

議案第41号築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により

議会の同意を求める。

議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求める。

議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求める。

議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求める。

議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求める。

○議長（**武道 修司君**） 課長、それは省略できないのか。もう以下同文だから。同じことを何回言っても。

○総務課長（**元島 信一君**） いいですか。

○議長（**武道 修司君**） はい。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第46号**も以下同文でございます。

議案第47号も以下同文です。

議案第48号も以下同文です。

議案第49号も以下同文です。

最後は読みます。

議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について。築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第8条第1項）の規定により議会の同意を求める。令和4年3月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長、議案と名前だけで説明をしてください。新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第37号から50号までは同一ということで、同じ文面でございますが、一応、まとめて皆さんに説明させていただきたいと思います。

37号は築別修一さん、38号が横山員伸氏、これは資料の中に写真と経歴が備えておりますので、それを御参照ください。39号は吉田俊明さん、40号が宮野葵さん、41号が西田浩二さん、42号が蛭崎幸生氏、43号が前田好嗣さん、44号が出口貞味さん、45号が平野力範さん、46号が蛭崎正徳さん、47号が小野俊明さん、48号が浅野正博さん、49号が繁永大

輔さん、50号が椎葉千亜紀さんの14名でございます。

この農業委員会の選任については、これは公募という形になっておりまして、16人の自薦、他薦がございました。しかし、この中で非常に憂慮しながら、議会への提案という形になりまして、2名の方をどうしても除外して提案しなければならなくなったというふうなことでございますけれども、内規の中で精査をしながら、今回の14名を提案させていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第34、議案第37号築上町農業委員会委員の任命についてから、日程第47、議案第50号築上町農業委員会委員の任命についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第50号までは委員会付託を省略し、最終日に採決することに決定いたしました。

日程第48. 選挙第1号

○議長（武道 修司君） 日程第48、選挙第1号築上町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。

築上町選挙管理委員に加藤秀隆氏、垣内孝子氏、白川三鶴氏、柿本達夫氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員の選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました加藤秀

隆氏、垣内孝子氏、白川三鶴氏、柿本達夫氏が築上町選挙管理委員に当選をされました。

次に、補充員の指名を行います。築上町選挙管理委員補充員に吉留正敏氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員補充員の選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました吉留正敏氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏が築上町選挙管理委員補充員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第49. 選挙第2号

○議長（**武道 修司君**） 日程第49、選挙第2号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に新川久三町長を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました新川久三町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新川久三町長が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選をされました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第50. 発議第1号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第50、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第50、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）についてを議題といたします。事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）。標記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年3月4日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員田村兼光、築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田議員、お願いいたします。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は2月24日早朝、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらに、その後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。よって、本町議会はロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し武力行使の即時停止とウクライナ領土からの直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を順守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。本発議に対し、反対意見はありません。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

これで議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は3月7日、月曜日の正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分散会
